

関西圏霧島市ふるさと会 会則

第1条(名称および構成員) 本会は、関西圏霧島市ふるさと会と称し、鹿児島県霧島市出身者や霧島市にゆかりのある人で主に関西圏在住者を会員とする。

第2条(目的) 本会は、会員の交流、親睦を図るとともにふるさと霧島市との絆を深め、併せてふるさと霧島市の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員間の交流、親睦を図るための諸行事の開催
2. 故郷霧島市の振興に関する諸政策、観光キャンペーン等への協力

第4条(会の運営費用) 本会の運営費用は次の収入をもって充て、会費は徴収しない。

1. 本会の運営費用は諸行事への参加者からの寄付金等を充てる。
2. 諸行事の開催費用は参加者から参加費用を徴収する。

第5条(役員、幹事)

1. 本会に次の役員を置き、会長を議長とする役員会を構成する。
(1)名誉会長 1名 (2)会長 1名 (3)副会長 1名 (4)会計監査役 1名
(7)会計 1名 (7)幹事長 1名 (8)幹事 15名程度
(9) 事務局長 1名 (10)副事務局長 1名
2. 幹事長は必要に応じて幹事会を開催する。
3. 必要と認めた場合、顧問、相談役などの役員を会長が任命できるものとする。
4. 必要であれば、1項の役員を補佐する役員を役員会で指名できる。

第6条(役員任期) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(役員選出方法)

1. 会長、副会長、幹事長、会計監査役、会計、事務局長は役員会で選出し、総会に報告する。名誉会長は霧島市長とする。
2. 選任された幹事長は幹事を、事務局長は副事務局長を推薦し、役員会に報告する。

第8条(事務局) 事務局は関西圏内に置く。

第9条(会務)

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会務を代行する。
3. 幹事長は、幹事による幹事会を招集し会務の運営全般を統括する。
4. 幹事は、会の実務に協力する。
5. 会計は、会の会計全般に関する事務を取り扱う。
6. 会計監査役は、会の会計全般に関する監査を行う。
7. 事務局長は、会の運営全般に関する事務を取り扱う。

第10条(会議) 本会の会議は、定期総会、役員会及び幹事会とする。

1. 定期総会は、本会の会員で構成し会長が召集する。
2. 会長は会則の改廃、予算、決算、事業計画等を役員会で議決の上、定期総会で報告する。
3. 役員会は、必要に応じ会長が招集する。会長の認める会員も役員会に参加できる。
4. 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し会則の改廃、事業計画等を議決し、役員会に報告する。

第11条(その他) この会則に定めのない重要な事項については、役員会が定める。

(附則) この会則は平成23年10月29日開催の発足総会の議決により実施する。

以上